

平成 31 年第 1 回定例会 総務政策常任委員会

平成 31 年 3 月 1 日

谷口委員

まず最初に、電子化全開宣言行動計画点検報告書(案)について伺っていきたいと思います。今回の点検の中で、公衆無線 LAN のアクセスポイントの設置についての取組が報告されておりますので、その点について確認していきたいと思います。委員会報告資料の中に、県立施設への公衆無線 LAN アクセスポイントの設置について公募を実施し、513 施設に 591 台を設置したとありますが、ここで言う公募というのは、具体的にはどのようにして行ったのか、確認させてください。

情報企画課長

県では、県民の利便性向上を目的として、県有施設に公衆無線 LAN アクセスポイントを設置していただく事業者を平成 25 年度から募集しております。県が設置公募施設の一覧を掲示し、事業者が希望する施設にアクセスポイントを整備しております。アクセスポイントの設置や運用費用など、サービスの提供に係る全ての費用は事業者の負担という条件で募集しております。より多くの方々が公衆無線 LAN サービスの恩恵を受けられるよう、事業者や機関を限定せず複数の通信事業者等が参入可能となっております。

谷口委員

それで、513 施設もあるので、一個一個はあれでしょうが、どういったキャリアがどの施設に設置しているのか、教えていただければと思います。

情報企画課長

現在の設置事業者ですが、KDDI、ソフトバンク、NTT ドコモの 3 事業者となっております。主な設置施設については、合同庁舎などの出先機関のほか、交番、県立公園、文化施設などであり、事業者ごとに設置施設は異なっております。これらの施設のうち、かながわ県民センター、川崎県民センター、神奈川芸術劇場、生命の星・地球博物館については利用者が多いことから、3 事業者がアクセスポイントを設置している状況です。なお、具体的な設置場所については、県のホームページにおけるオープンデータサイトの方で公開させていただいております。

谷口委員

確認ですが、県民センターなど 3 者が入っているということですけれども、これは、そもそも公募するときに 1 者に限らず 3 者ということで公募したという理解でよろしいでしょうか。

情報企画課長

公募の際には、先ほど御答弁したとおり、ほかの事業者との参入や施設を限定しているものではありませんので、それぞれ事業者が希望したところに設置していただき、結果的に先ほど申し上げた四つの施設については、3 事業者が設置したという状況です。

谷口委員

それで施設が異って、例えば、交番でしたら、KDDIだけが付けていると

いう状況がありますが、その辺りの理由について、もう一度確認させてください。

情報企画課長

事業者の方では、顧客サービスの一環としてアクセスポイントを設置しておりますので、公募時に県が提示する設置公募施設に記載されている施設の名称や住所を参考に顧客が多く集まるような場所を選定していると思われます。その結果、重複して設置している施設がある状況です。先ほど申し上げたとおり、今後に当たりましては、事業者の公平性や利用者の利便性という観点から、施設ごとに複数の事業者がアクセスポイントを設置する可能性があるということを御理解した上で応募していただくように御案内しているところです。

谷口委員

ちなみに、公募した施設は全部に付いたという理解でよろしいでしょうか。この施設に設置できますと公募したその施設については、全てどこかの事業者が付けているという結果になったという理解でよろしいでしょうか。

I C T 推進部長

先ほど、情報企画課長から答弁しましたように、我々の方から希望する施設を出したのですが、事業者としては顧客サービスの一環で付けたいということで、やはり都市部に集中してしまうということですので、相模原市の北部の部分、県西部の一部の部分については、やはり現状は付いていないという状況です。

谷口委員

その辺りは、また、今後に公募を出すということでおろしいのでしょうか。

I C T 推進部長

我々としても、昨年、やはり事業者を呼んで、今後、もっと付けていただけるかどうか、御協力いただけないかという要請もしているところでして、現時点でも、引き続き、公募は行っておりますので、そういった御協力を継続して、お願いしていきたいと考えております。

谷口委員

是非、しっかりとお願いしたいと思います。

それから、災害時にこのアクセスポイントが利用者の皆様、県民の皆様、施設に来られている方々にとっても非常に大事な施設となると思いますので、それはしっかりとお願いしたいと思います。その災害時ですが、現時点では、キャリアと契約しなければWi-Fiが使えないという仕組みになっていますけれども、災害時にはどのような対応になるのか、教えてください。

情報企画課長

まず、アクセスポイントの設置に当たりましては、事業者とその機器の設置や運用に関して協定を結ぶこととしております。その中では、災害発生時には公衆無線LANサービスを契約者以外にも開放する旨の規定を盛り込んでおります。災害時の公衆無線LANサービスの開放については、通信事業者などで構成される無線LANビジネス推進連絡会で、00000JAPANという取組を推進しています。具体的に申し上げますと、事業者は事業者固有のネットワークの識別符号、いわゆるSSIDに加えて、災害用統一SSIDである0

0000 JAPAN、数字のゼロを五つとアルファベット大文字で JAPAN とする 10 桁の識別符号を追加することにより、契約者以外でも公衆無線 LAN サービスの利用が可能となります。利用者側は、スマートフォンなどの端末の Wi-Fi 設定画面の上位に 0000 JAPAN が表示されますので、これをタッチするだけでインターネットに接続することができるという仕組みになっております。

谷口委員

0000 JAPAN、ゼロが五つ付いてというSSIDって、今、余り知っている方がいないのではないかと思うのですが、ゼロが五つ付くということは、Wi-Fiを取りにいったときに、一番上に来るという理解でよろしいのでしょうか。

情報企画課長

災害時、主に安否確認に使うということから、やはり多くの方に簡易に分かれやすく使っていただくため、基本的にはスマートフォンの Wi-Fi 設定画面の一番上位に来るということを伺っております。

谷口委員

それで、通常はそのキャリアと契約しなければアクセスポイントが使えないということですが、災害時には、0000 JAPAN という SSID を使ってアクセスできるということですけれども、災害が起きて恐らく通常の 4G などが使えなくなったときにこれを開放するということになると思うのですが、開放までどれくらい時間がかかるものなのか、また、熊本地震のときにも初めて運用されたかと思うのですけれども、そうしたことも含めて、どれくらい時間がかかるのか、教えていただけますでしょうか。

情報企画課長

災害の初動対応時期については、災害発生後 72 時間が目安とされておりまので、無線 LAN ビジネス推進連絡会が策定したガイドラインにおいて、初動対応時間内に無料開放を実現することが望ましいとされております。このため、通信事業者は災害の規模や被災状況を踏まえて、できるだけ早期に一般開放を行うことになります。平成 28 年 4 月に発生した熊本地震では、災害発生後約 2 時間半から 5 時間半の間に各事業者が開放しております。

谷口委員

72 時間という一つの目安ですが、実際に熊本地震のときには 2 時間半から 5 時間半の間という比較的早い時間で開放ができたということですけれども、一方で、無料公衆無線 LAN、通常もと言われていますが、セキュリティー上の問題があり、誰にでもパスワードなしで誰もがアクセスできるので、例えば、オンラインバンキングのパスワードを入れてしまったり、クレジットカードの番号の入力したりということをしてしまうと、それを意図的に盗もうとする者も出てきたりということがあると指摘されておりますが、0000 JAPAN というのは、そういったセキュリティー上の問題というのは、現状どうなのでしょうか。

情報企画課長

0000 JAPAN が、先ほど御答弁申し上げたとおり、被災地における

安否確認のための用途となりますので、誰でも簡単に使えるようにすることを目的としており、利用者登録やパスワードによる認証、通信の暗号化などのセキュリティ対策が省略されております。そのため、利便性は向上するもののセキュリティーレベルが低下しており、第三者に通信内容を傍受されるなどの行為が行われる可能性があります。

谷口委員

例えば、人によっては、Wi-Fiを取りにいくのに面倒くさいから確認しないという設定をしている人も多いかと思うのです。そうすると、自動的に災害時に00000JAPANが開放されると自動的にそっちに入ってしまい、それに気付かないでセキュリティ上問題のあるパスワードを入れてしまうという危険性もあるかと思うのですが、まだ、実害は出ていないのですけれども、偽の00000JAPANというSSIDを仕込んで、あえて個人情報を盗もうとする可能性もあると言われておりますが、こうしたセキュリティ上の問題をしっかりと受けようとしても、周知を事前に図っておかないといけないと思うのですけれども、その点については、どのような対策を講じていくのか、お伺いします。

情報企画課長

今、委員御指摘のとおり、一般開放されたアクセスポイントを利用する場合は、基本的に安否確認や情報収集にとどめて、やむを得ず個人情報を必要とする手続を行う際は、セキュリティ一面でリスクがあるということをしっかりと注意喚起する必要があると考えております。注意喚起については、一時的には一般開放の判断を行う通信事業者が行いますが、逆に総務省や無線LANビジネス推進連絡会のホームページにも掲載することとされており、県のホームページでもしっかりと周知していきたいと考えております。

谷口委員

ホームページだけでは何か足りないような気がしますので、もう一つは、多分県営施設はそれぞれのキャリアのステッカーか何か、Wi-Fiスポットというシールが貼られているかと思うのですが、できれば、そういったところに災害時は00000JAPANが開放されますけれども、セキュリティ上注意してください、パスワードを入れないでくださいという注意書きを事業者にお願いしないといけないし、こうしたことも検討すべきだと思うのですが、その辺りはいかがでしょうか。

情報企画課長

委員の御意見を踏まえて、今後、検討してまいりたいと考えております。

情報システム課長

ただいまの答弁に補足させていただきます。この件については、総務省の方も問題意識を持っており、総務省から各通信事業者に対して、ポスターでしっかりと注意喚起をするようにということの要請がされているところです。

谷口委員

3.11のときも、そのときは通信が途絶えたわけではなかったのですが、電話回線はほとんど使えなかつたです。メールなども送ると大体3日後か4日後くらいに相手先に着いたという中で、SNSの活用というのも大きくクローズア

ップされたわけですが、いずれにしても、つながるということは大事なので、これは必要不可欠だと思うのですけれども、一方で、先ほどから御指摘させていただいているように、セキュリティー上のことをしっかりと皆様に事前に分かつておいていただく。災害時にこれは便利だったけれども、それによって被害をこうむったということにならないように、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

それから、オープンデータについて伺っていきたいと思います。これは、点検報告書の中に入っていることですが、まず最初に、基本的なことからですけれども、県としてはどういった方向でオープンデータを提供しているのか、何件くらいデータを提供しているのか、確認させてください。

情報企画課長

県では、平成28年3月に県のホームページ上に神奈川県オープンデータサイトを開設し、2次利用が可能なオープンデータを提供しております。公開に当たりましては、市町村とも連携し、避難場所、公園、図書館などの住民の皆様の身近な公共施設などのデータについて、市町村から提供された情報を統一フォーマットに集約して提供する取組も実施しております。また、公開しているデータは、各種統計調査などのテーマ別で申し上げますと、現在、47件の登録があります。

谷口委員

やはりデータの形式としては、取り込んでから利用しやすい形式ということで、基本的にはCSV形式というのが原則的というか、一番使いやすい形の形式ということですけれども、ただ一方で、県のオープンデータのサイトを拝見すると、PDF、エクセル、CSVといろいろあるのですが、その中で幾つかPDF形式で、しかもスキャンした形で、例えば、エクセルに取り込もうとしても全くできないと。画像としてのPDF形式のものが幾つか散見されますが、これだとダウンロードして利用しようとしても使えないということになるわけですが、なぜ、こういったものが中に入っているのか、確認させてください。

情報企画課長

県では、平成27年11月に神奈川県オープンデータの推進に関する指針を策定し、できる限り機械判読が可能な形式でオープンデータを公開することと定めております。一方で、一部のデータについては、委員御指摘のとおり、機械判読が困難なPDF形式で公開しているものがあります。理由としては、PDFしかデータが存在しない場合とか、悪用のおそれがある場合などが挙げられます。オープンデータは、活用しやすいデータ形式で提供すべきであるため、加工編集が可能な形式で公開できるよう、データ所管課への働き掛けを今後とも継続していきたいと考えております。

谷口委員

今、理由を幾つかお伺いしたのですが、例えば、個人情報が入っている可能性があるとか、改ざんの可能性、変えられては困るということもあるかと思うのですけれども、具体的にはどんなものがあるのか、また、データにできないものってどんなものがあつて公開しているのか、その辺りを具体的に教えてい

ただけますでしょうか。

情報企画課長

実際には、オープンデータサイトに掲載しているもののうち、PDFで掲載しているものについては、飲食店新規営業許可施設一覧、それから、住宅・土地統計調査の二つとなっております。悪用のおそれがある場合ということで、飲食店の新規営業許可施設の中、個人事業者の方の携帯電話番号について、実際に事業者の方から掲載しないでほしいという申出を受けたといった経緯があります。

谷口委員

それって、そのものを確認していないのですが、スキャンした状態をPDFで携帯番号が入っているのでしょうか。

情報企画課長

現在は、原課からの要望に基づき入っていない状態です。

谷口委員

この辺りも、載せてもらいたくないものを省いて、せっかくオープンデータとして出すのですから、それを省いた上でCSV形式にするということも検討していただいた方がよいかと思いますので、よろしくお願ひします。

それから、先ほど申し上げたように、オープンデータですから活用してもらうということが最大の目的ですが、現在、オープンデータのサイトへのアクセス数がどれくらいあるのか、また、個々のデータのダウンロード数というのを把握されているのか、お伺いします。

情報企画課長

オープンデータサイトのトップページへのアクセスですが、昨年4月から今年1月までの期間で、月平均約8,800件のアクセスを把握しております。また、ダウンロード数ですけれども、県のCMSの仕組み上、オープンデータのダウンロード数を既読することができないため、データのダウンロード数までは把握できません。

谷口委員

これは、CMSで簡単にダウンロードの数、それぞれデータが何回ダウンロードされたかというのが分かるようになるには、結構大変なのでしょうか。

ICT推進部長

現在、県のCMSというのは、民間企業の事業者がつくったパッケージで構成しており、いわゆる既製品、でき上がったものを使わせていただいている状況ですので、そういう機能を新たに追加する場合は、その事業者にお願いしてつくりていただき、当然費用もかかるということになってくるかと思いますので、少し大変な作業になってまいります。

谷口委員

パッケージで行っているということで難しいというのは理解できるのですが、今後、しっかりと何が人気があって、どれだけ使われているのかというのを把握するためには、入れ替えのとき、更新のときにそうしたところも、是非、検討していただきたいと思います。それで、更に民間で使っていただけるようにということで、そのニーズの把握はどのようにしているのか、それから、それ

をサービスにつなげていく工夫でしていることがあれば、お伺いします。

情報企画課長

民間ニーズの把握に当たりましては、職員が企業を訪問し、自治体が保有するデータに関する具体的なニーズの確認や行政データを活用したサービスのアイデアといったものについて、意見交換する取組を行っております。訪問の結果、行政データの活用に前向きな企業とは、公開するデータ項目やその記載方法などについて打合せを重ねて、企業のニーズに沿った形でデータを公開し、具体的な民間サービスに結び付ける取組を行っております。また、公開したオープンデータを企業のサービスに確実に活用していただくため、民間との協定締結も積極的に行っております。

谷口委員

民間との協定締結の具体的な事例があれば、教えていただけますでしょうか。

情報企画課長

これまで協定締結した事例ですが、公園データについて、PARKFULというアプリを運営しております(株)コトラボという法人、それから、図書館、児童館といった子供向け施設を集約している子供のお出掛けサイトのいこーよというサイトを運営しておりますアクトインディ(株)といったところと協定を結び、アプリやサイトへの掲載ということで、協定の中に盛り込んでおります。

谷口委員

今、訪問して企業ニーズをつかまれているということですが、これは素晴らしいことだと思うのですけれども、それだけだと、行ったところしかニーズが分からないので、幅広くもっと収集するということが必要だと思うのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

情報企画課長

今まで自治体を含んでいた課題として、データの活用事例が少ないという点が指摘されておりました。そこで、県ではまず公開データが持続的なサービスにつながるモデルケースを創出することを目指し、個別の企業の詳細なニーズをヒアリングすることによって、具体的な民間サービスに結び付くオープンデータという取組を進めてきました。一方で、委員御指摘のとおり、訪問できる企業は限られておりますので、現在の手法では、把握できない人数があるという点について、課題として認識しております。

谷口委員

一方で、国の方はどういった取組をしているのか、確認させてください。

情報企画課長

国では、平成28年12月に官民データ活用推進基本法が施行されて、国と地方自治体のオープンデータの取組が義務化されました。こうした中、国では、更なるオープンデータの推進のため、民間企業と直接対話をし、行政データのニーズなどを確認するオープンデータ官民ラウンドテーブルという取組を昨年1月に開始し、これまで3回開催されております。また、この官民ラウンドテーブルの結果等を踏まえ、地方自治体が共通化して公開することが望ましいデータ項目を推奨データセットとして示す取組が進められております。

谷口委員

官民ラウンドテーブルを、もう少し詳しく教えていただけますでしょうか。
情報企画課長

3回開催されておりますが、1回目は、観光・移動分野におけるデータ活用というテーマで開催されています。2回目は、インフラ、防災・減災、安全・安心分野、3回目は、土地・農業分野におけるデータ活用ということで、関係省庁と関係する民間事業者による対話と伺っております。

谷口委員

少し戻りますが、ニーズの把握ということですけれども、県のオープンデータサイトを見ると、オープンにしているデータが並んでいて、一番下にお問い合わせ先ということで問い合わせ先が出ているのですが、これも、CSVのパッケージ上難しいかもしれません、今後、例えば、サイトの一番上のところに、どんなデータが欲しいですかということを書き込めるのを入れ込めば、もう少しそのニーズへすぐに答えられる、答えられないは別として、もっと広範にニーズを把握できるのではないかと思うのですけれども、せっかくサイトがあるので、それを活用しない手はないのではないかと思うのですが、この点はいかがでしょうか。

ICT推進部長

ただいま、委員から御指摘を頂いた意見は、そういう機能を盛り込むということも一つの検討材料だと認識しておりますので、すぐにというのは難しいのですが、次の更新時期の中で、そういう仕様が盛り込めるかどうか、検討させていただきたいと思います。

情報企画課長

補足させていただきます。今、ICT推進部長が御答弁させていただいたとおり、根本的にCMSを改修するというところはお時間がかかるところですが、問い合わせフォーム自体がページの一番下にありますので、例えば、オープンデータサイトのかなり上位の場所に、こうした御意見をお聞かせくださいという御案内をして、フォームメールの方に誘導するというすぐできることもありますので、工夫してまいりたいと考えております。

谷口委員

仕組みとしては、ニーズを聞かせてくださいと上方に付けておいて、下へ行くというイメージでよろしいでしょうか。

情報企画課長

案内文の方を掲載させていただき、誘導するという形なのかと思います。

谷口委員

いずれにしても、そのもののサイトの仕組みを変えるのは時間がかかるかもしれないですが、できることをしっかりと行っていただき、せっかく月平均で8,800件のアクセスがあるわけですから、是非、県民の皆様のニーズに沿った形でどんどんデータを出していけるように、しっかり行っていただきたいとお願いしたいと思います。

次に、キャッシュレスの推進ということで、前回の当常任委員会でもキャッシュレスについては質問させていただきましたが、今回、政策局において、先

行的に府内における現金収納に伴う業務のキャッシュレス化を実施ということで、241万円の予算が計上されておりますけれども、この点について幾つかお伺いしたいと思います。まず、今回の現金収納に伴う業務、政策局の二つの所属で先行的にキャッシュレス化するということですが、この二つを選んだ理由について、確認させてください。

広域連携課長

今回、政策局の2所属を選んだ理由については、政策局は、本件のキャッシュレス推進に関する全庁の取りまとめを行っているということから、まずは、政策局内で現金収納を行っている所属で先行して実施することにより、キャッシュレス化に伴う課題整理やノウハウの構築、効果の検証などを行うということにしました。情報公開広聴課については、本庁所属における現金収納業務の実例として、また、かながわ県民活動サポートセンターについては、出先機関や金融施設における現金収納業務の実例として、今回、選定しました。

谷口委員

それぞれ二つの目的で二つの課を選んだということですが、まず、情報公開広聴課について伺いたいと思うのですけれども、具体的にどういった業務をキャッシュレス化するのか、いつから行うのか、確認させてください。

情報公開広聴課長

当課においては、航空写真の交付、行政資料の写しの交付、情報公開請求等に係る行政文書の写しの交付について、窓口で現金領収を行っており、この3業務についてキャッシュレス化を図ってまいりたいということです。現在、関連事業者との話し合いや事務室の電波状況の調査など導入に向けた準備を進めており、平成31年度の契約締結後、マニュアル作成、機器操作研修等の準備が整い次第、おおむね平成31年5月を目どに実施したいと考えております。

谷口委員

例えば、交通系、クレジット、LINE Payなどのいろいろなキャッシュレスがあるかと思うのですが、今、具体的に固まっていることがあれば、教えてください。

情報公開広聴課長

まだ、業者が決まっていないので、キャッシュレス事業者によって取扱い手段は様々ですが、今、私どもで想定しておりますのは、クレジットカード、QRコード、電子マネーの三つを決済手段として考えております。

谷口委員

それを行うに当たって、費用はどういった費用を御利用でしょうか。

情報公開広聴課長

キャッシュレス化に当たり当課では、平成31年度予算案に61万5,000円の予算を計上しております。具体的には、マルチペイメント用のタブレットが2台で計12万8,000円、カード等の読み取り機2台などで11万6,000円、決済手数料が8万6,000円、ネットワーク使用料が28万5,000円となります。

谷口委員

手数料というのは、どの程度の見込みなのでしょうか。例えば、ページでどの程度見込んでいるのでしょうか。

情報公開広聴課長

手数料ですが、あくまでも見込みということですけれども、先ほど申し上げた航空写真の交付、あるいは行政文書の写しの交付の収入予算額が、平成31年度予算案で686万9,000円です。この25%に相当する171万8,000円に対し、約5%の手数料率を見込んでいるということで8万6,000円ということになります。

谷口委員

次に、かながわ県民活動サポートセンターについてお伺いします。ここは、どういった業務についてキャッシュレス化するのでしょうか。

NPO協働推進課長

かながわ県民活動サポートセンターについては、会議室、ボランティア活動用のミーティングルーム、ホール、展示場、地下の有料駐車場の使用料について、キャッシュレス化を図ります。

谷口委員

コストは、どのようにになっていますでしょうか。

NPO協働推進課長

キャッシュレス化に当たりましては、かながわ県民活動サポートセンターの平成31年度予算案に178万8,000円を計上しています。具体的には、まずカードの読み取り機ですが、会議室などの受付用に1台5万4,000円、駐車場用の1台が既存の精算機に設置する工事を伴って83万2,000円、会議室などの使用料は件数、あるいは金額が大きいために電子レジスターを使用していますので、キャッシュレス用に1台21万6,000円、同様に決済手数料として68万6,000円を計上しております。

谷口委員

手数料のパーセンテージは、大体、同じ5%を見込んでいるということでおろしいでしょうか。

NPO協働推進課長

先ほど情報公開広聴課と同じで、使用料の予算額が5,487万5,000円を予定しており、そのうちの25%に相当する1,371万9,000円の5%ということで、68万6,000円となっております。

谷口委員

手数料5%というのが、高いのか、安いのか分かり兼ねるところがあるのですけれども、ある意味、同じ額の現金で払ってもらっていたのをキャッシュレス化ということになると、収入は一緒だけれども、手数料分が県の負担になるわけです。それはある意味、県民の皆様の利便性向上ということで、出資する大義はあるかと思うのですが、一方で、これをもう少し引下げていくということができるのではないかと思うのですけれども、その点はこれからスタートするわけですが、その辺りの努力というのはどのように考えているのか、お伺いします。

広域連携課長

現在の手数料率5%については、今、ほかの事業者の大体平均という5%で見積もっておりますので、今後、各事業者と調整していく中で、それについて

は、もう少し努力していただけるという事案だと思います。ただ、今の時点では何パーセントになるかというのは分からないので、この5%ということで算定させていただきました。

谷口委員

これは、今後の交渉ということでしょうが、その辺りもしっかりと取り組んでいただきたいと思います。今回、二つの所属で先行して行って、そこでもいろいろな課題やそういうのも検証しながら広げていくということですが、今後、分かる範囲で結構ですので、この二つの所属からどのように広げていこうというお考えなのか、確認したいと思います。

情報企画課長

公金収納におけるキャッシュレス化は、県民の皆様の利便性向上をはじめ、現金を扱う窓口での事故防止や事務の効率化といったメリットがあります。一方で、納入通知書、現金領収、コンビニ業者による収納など、多岐にわたる県の公金収納をどのようにキャッシュレス化すれば県民サービスの向上や業務改善に資するかについて、整備していく必要があります。そこで、来年度から先行導入する無所属におけるキャッシュレス導入に当たっての課題整理や効果の検証などを踏まえて、キャッシュレス化を拡大していくための検討を進めていきたいと考えております。

谷口委員

キャッシュレスについては私も基本的には賛成で、最近は余り小銭も持ち歩かないことが多いので、この方向性は進めていくべきだと思うのですけれども、いずれにしても、かかるコストの問題や様々な運用について、しっかりとここで二つの所属で検証していただき、是非、ほかの部署にも広げていっていただきたいことを要望しておきたいと思います。

次に、統計調査関係についてお伺いします。これまで、昨日、今日と毎月勤労統計調査については、様々な質疑もありましたが、私の方は、統計センターについてお伺いしていきたいと思います。この統計センターが実施している統計調査というのはどのようなものがあるのか、確認させてください。

政策局企画調整担当課長

統計センターで実施している統計調査ですが、国の基幹統計の56統計のうち、国勢調査や毎月勤労統計など各省庁から19の統計について、法定受託事務として実施しております。このほか、県独自に作成している統計としては、人口に関するもの、あるいは景気動向指数や県民経済計算など、経済に関するものなど六つの統計を算定しております。

谷口委員

19の統計が国から委託を受けて行うと思いますが、あと、県独自がしていることですけれども、そうすると、ほぼ比重的には国からの委託の業務が多いという理解でよろしいのでしょうか。

政策局企画調整担当課長

統計調査に関しては、当然費用が必要になりますが、その費用ベースで申し上げますと、国の基幹統計に対するものが約9割、県独自のものが約1割といった費用負担の状況ですので、委員御指摘のとおりと思います。

谷口委員

先ほど、基幹統計の話もありましたけれども、その基幹統計について、これまでの委員会の議論でもあったと思いますし、重複するかもしれません、御説明いただけますでしょうか。

政策局企画調整担当課長

基幹統計ですが、統計法の第2条に定義された国勢調査、あるいは国民経済計算のほか、総務大臣が指定するものとされており、全部で56種あります。基幹統計の要件ですが、全国的な政策の立案、実施のために、特に重要な統計、あるいは民間の研究活動のため、利用が広く見込まれる統計、また、国際比較のために特に重要な統計といったものに該当するものとされており、基幹統計の調査は一般の統計と異なり、国民の回答の義務が生じるという特徴があります。仮に、回答の拒否や虚偽の回答をしたときも罰則が適用されるという特徴もあります。

谷口委員

義務が生じるということでしたが、実際に行うのは県の統計センターということですが、統計の重要性、それから、いかに調査に協力してもらうかということが大事だと思うのですけれども、その辺りの取組は、どういったことを行っているのでしょうか。

政策局企画調整担当課長

統計センターでは、国の委託を受けるなど大きな統計調査を実施しておりますが、まず、統計調査を多くの県民の方々に知っていただく、あるいは統計調査に親しんでいただくといったことが念頭に普及の強化に取り組んでいるところです。具体的には、児童・生徒のことから統計に親しんでその重要性を認識していただくため、かなり前ですが、昭和27年から統計グラフコンクールといったものを実施しております。平成29年度から新たな取組として、若手の職員自らが統計に関する動画を作成し、かなチャンTVに掲載したり、あるいはツイッターによるミニ統計情報の発信なども行っております。

最近では、FM yokohamaの広報番組KANAGAWA Mu f f inに若手職員が出演し、統計の流用性や関心を高める方法を行います。また、事業所向けの取組ですが、個人企業経済調査を含む、いわゆる経常4調査というのがあり、こういったものについては、PR用のポスターを県内の主要駅に貼り出すなど、調査の協力を求めているという取組をしております。いずれにしても、統計の調査、継続的な協力を必要とすることから、長期的な視点から若者や事業所等へのアプローチは大切だと考えております。

谷口委員

多分、調査に協力する側からすると通常の業務に加えてということなので、大変な中で行っていただくわけですので、しっかりコメント、PR、アピールはしていただきたいと思います。それで、まとめた統計を多くの人に知ってもらう、また、活用してもらうということが大事だと思うのですが、どういった手法で公表しているのか、確認させてください。

政策局企画調整担当課長

統計センターでは、統計調査の結果について記者発表とともに、ホーム

ページに掲載し、公表しております。具体的には、法定受託事務として実施している基幹統計調査としては毎年実施している工業統計調査や5年ごとに実施している国勢調査など、見聞の調査結果が公表可能な16統計について公表しております。また、県の統計調査関係としては、神奈川県の人口と世帯や神奈川県工業生産指数月報を毎月公表しているほか、1年分として冊子も発行しております。発行した冊子ですが、紙媒体として県政情報コーナーや県内の図書館等に送付しているほか、電子媒体としてもホームページ上に掲載し、県民の方々が入手しやすいよう配慮しております。

谷口委員

その上で公表し、今度は活用を知らなければならないわけですが、その調査結果について、どのように取り組んでいるのか、確認したいと思います。

政策局企画調整担当課長

統計センターでは、広く県民の方々に調査結果を利活用してもらえるようホームページに調査結果を掲載する際には、基本的にはエクセルデータとし、利用者が独自に加工できるように努めています。また、統計センターのホームページだけでなく、先ほども質疑がありましたが、全庁の情報を集約した神奈川県のオープンデータサイトからもアクセスできるようになっております。統計センターにても、各種の統計を利用し、統計を通じて神奈川県に対する親しみを感じていただけるよう170個の指標を人口、自然、産業、労働などの分野に分けて、それぞれの神奈川県の全国順位をまとめたランキングかながわといったものも発行しております。

また、県民経済計算等の経済関係の統計概要、あるいは利用方法について、県民を対象にした研修会といったものも毎年実施しているところでして、今後とも多くの県民の方々が統計結果を利活用いただけるよう、県民の方々の御意見にも耳を傾けながら取り組んでまいりたいと考えております。

谷口委員

これまで、統計センターの行っている役割や業務についてお伺いしてきたのですが、少し観点が変わりますけれども、今、統計センターということで出先機関になっているわけですが、かつては統計課にあって、出先ではなかったわけですけれども、なぜ、出先機関になったのか、その辺りの背景を教えてください。

人事課長

本県では、平成22年度に本庁機関が行っている業務のうち、具体的な事業実施に関する業務については、できる限り出先機関に移譲していくという観点で、本庁機関の見直しを行いました。統計センターが行っている各種統計調査業務については、その多くが法定受託事務であり、定理的で大量の事務処理を的確、正確に実施している実務的な性格が強く、具体的な事業実施に関する業務が多いこと等を踏まえ、本庁機関から出先機関へと位置付けを変更したものです。

谷口委員

本庁から出先にすることのメリット、デメリットについて、一般論で結構ですので教えてください。

人事課長

県の行う業務は幅広く、内容的にも多岐にわたり、一律的に申し上げることは難しいのですが、本庁機関では、いろいろな所属が関連して施策を位置付けることもありますので、本庁に置かれることによって、政策の企画立案ということに適していると思います。一方、出先機関については、先ほど申し上げたように事務実施をしていただくということについて、出先機関の方がよろしいかと思っております。

谷口委員

一般論としてお伺いしたわけですが、当時の本庁再編の中では、今、御説明いただいたように9割が法定受託事務ということで、1割が県の統計を行っているということで一定の理解はその当時としてはしますけれども、これは、今日、ここで議論してどうしてください、変えてくださいというわけではないのですが、事情が変わってきて統計の重要性ということが、先回りとして、県としてもEBPM、証拠に基づく政策立案ということが重要視され、この政策決定、企画立案に当たって、それを重要視していこうという流れの中で、確かに9割が法定受託事務ということですけれども、今後の中で統計の位置付けや、最近、攻めの統計ということも言われておりますが、本当に出先機関でよいのかということは議論していかなければならないと思っております。そういう意味で、もう要望にとどめますが、今後の様々な組織再編の中で統計の位置付け、今回の毎月勤労統計調査の背景でも言われている議論では、統計に携わるというのはなかなか自分のキャリアの中で、統計に携わっていることの重要性、先行きなど様々なこと也有って、今回のことも起きてきたのではないかというのは指摘もあったりしますので、もう少し行政の中でも、統計の位置付けということも、是非、引上げていただき、統計センターの役割についても、今後、議論していっていただきたいことを要望させていただきたいと思います。いずれにしても、今回、この毎月勤労統計調査で明らかになったことは、統計の重要性が見直され、これがあらゆる政策を決定する上で前提となることですし、もう一度、統計の重要性ということはしっかりと見直していただき、是非、検討していただきたいと思います。

次に、税制改正案の概要についてお伺いします。まず、ふるさと納税についてお伺いしますが、私もふるさと納税については、創設された頃から関心を持っておりました。そもそも、このときの議論というのは、思い起こしてみると自分が育ててもらった田舎に対し、例えば、高校くらいまで自分の生れたところにおいて、それで実際に働き始めると新しいところで納税するということで、お世話になった自分を育ててもらったところへの仕送りというニュアンスが大きな目的だったと思うのですが、最近は、その趣旨が薄れてきている感じを持っているのです。そこで確認ですが、ふるさと納税制度が導入された趣旨について、確認させてください。

税制企画課長

ふるさと納税については、平成19年に、当時の総務大臣の下にふるさと納税研究会というものが設けられました。そこでの議論ですが、今は都会に住んでいても、自分の育んでくれたふるさとに自分の意思で幾らかでも納税できる制

度はできないかといった問題提起であり、議論が開始されたというものです。研究会の検討の中で、様々な課税献上の問題なども考慮され、結果としては、都道府県、市町村に対する寄附金控除を大幅に拡大するということで、その目的を達しているということで、平成 20 年度税制改正において、ふるさと納税が導入されたという経緯です。

谷口委員

それは実施されて、最近は納税することによってもらえる様々な物品やサービスが注目をされ、特に、首都圏はどちらかというと出の方が多いということになっているわけですが、本県の場合、実際にどの程度の影響が出ているのか、確認させてください。

税制企画課長

個人県民税の減収影響ということで申し上げますと、平成 30 年度の実績では 63 億円の減収となっております。

谷口委員

一方で、こちらの寄附はどれくらいあるのでしょうか。

財政課長

平成 29 年度に受け入れた個人からの寄附で申し上げますと、1 億 1,440 万円となっております。

谷口委員

出の方がすごく多いわけですが、今のお話ですと、63 億円くらいがネットでマイナスになっているということですけれども、一方で、県全体もそうですが、県内の市町村はどういった状況なのか、分かる範囲で教えてください。

市町村課長

県内市町村について直近の状況ということで申し上げますと、平成 29 年度、全市町村ですけれども、寄附受入額が合計で 72 億 5,000 万円ほどとなっております。一方で、これに伴う寄附控除額ですが、すなわち減収影響額については 193 億 4,000 万円となっております。差し引きで申し上げますと、120 億 9,000 万円ほどのマイナスになっているという状況です。なお、この差し引きがマイナスになりますのは、県内では都市部が多いということで、中でも政令市についてはその傾向は顕著でして、一方で町村部だけ見た場合はプラスとなる団体が多くなっております。

谷口委員

都市部の出が多いということですが、この制度が始まって、市町村ごとでそれぞれ取り組んでいるところもあれば、ないところもあるのですけれども、県として、それぞれの市町村に対し、ふるさと納税に対する取組というか、行っていることがあれば確認させてください。

市町村課長

市町村課の方でも、県内市町村におけるふるさと納税による税源の流出の状況、あるいは国の制度運用の状況というのは注視してまいりました。そうした中で、県の方で隨時に国から情報を収集して市町村に提供するほかに、平成 27 年度から毎年ふるさと納税研究会というものを開催し、返戻金等の公示例の紹介ですか、あるいは実務面でのいろいろな工夫についての意見交換を市町村

で行ったり、いかに制度の趣旨にのっとりながらこの制度を有効活用して寄附を募るかというところについて、いろいろと知恵と工夫を凝らしてきたというところです。

谷口委員

今回の見直しについては、一定の評価をするところでもあるのですが、今回、税制改正を受け、これはいつ頃から提供されてくるのか、また、税収の影響とはいつ頃から出てくるのか、その辺りのところを確認させてください。

税制企画課長

今回、見直しについては、平成31年6月1日以後に支出された寄附金について適用するということとなります。個人県民税の課税は1月から12月、暦年の分もその翌年度に課税をするという仕組みですので、税収への反映は、次の平成32年度課税ということとなります。

谷口委員

実際の影響は、2年度先になるということですが、今回の見直しについて、全体的としても、今回、税制改正についてはどういった評価をしているのか、確認させてください。

財政部長

本県は、主に流出側ではありますが、先ほど委員から御案内があったとおり、例えば、高校まで地方で育てられた方が、受験や就職を機に都市部へ出てきました。それで、そのまま都市部の納税者になったという方たちの例というのは、結構多いと思います。しかも、それがお世話になった地元に恩返しをしたいという気持ちを生かすこのふるさと納税制度の趣旨自体は、賛同できるものと考えております。また、頂いた寄附に対して感謝の意を表すとか、地元の产品的振興というものを生かそうといった意味で、若干の返礼品を送るというのも施策の一つとして十分理解できるところではあります。

ただ、最近のCMなどを見ていますと、カタログを見てあれがよいとか、これがよいと言っているような、単にもらえるプレゼントを選んでいるという趣旨に取られるCMもあり、返礼品競争が行き過ぎているのではないかと感じおりました。例えば、ある団体が返礼割合を9割に設定したとして、その団体が1割はもうかります。ただ、その9割というのは、もしかするとほかの団体が困っている方を助けるために使うはずだった税金が、牛肉やカニというものに変わっているといったことを考えれば、返礼割合を3割以内ということで一定の割合に制限したというのは妥当であると思っております。また、金券などを返礼品とすることは、地場産品のPRという趣旨も全然ないです、それは理解できるものではないと思っており、その意味でも、今回、地場産品に限定をしたということも評価できるものと考えております。

谷口委員

冒頭にお答えいただき、県としても差し引きで約63億円が減収になっているということですが、これはある意味、国の制度の中で減収になっている。それは、自助努力だと言われればそうなのかもしれないけれども、その減収になった分、何らかの国からの手当というのではないのでしょうか。

財政部長

減収になった分については、当然、基準財政収入額、それから、基準財政需要額という交付税の世界の中で差し引きで計算され、減収分については手当をされますが、税の中、交付税に算入されるのが75%と限定されますので、その補填分が交付税の世界の中では75%、すなわち、税としてもらえる場合に留保される留保財源と読んでいますが、地元の取り分としてもらえる25%については失われることになります。

谷口委員

4分の3が交付税として来るということですが、一方で、県内では不交付団体もあるわけで確認ですけれども、そこは、全く手当されないという理解でよろしいでしょうか。

市町村課長

お見込みのとおりです。不交付団体については、そのまま減収になるということになります。

谷口委員

いずれにしても、特に横浜市、川崎市などは出していく額が大きいという影響も出ているかと思うのですが、我が会派の高橋稔議員からも本会議で質問させていただき、県としても返礼については社会貢献というか、様々なことで行ってほしいということで提案させていただいて、その方向でという御答弁を頂きましたけれども、いずれにしても、今後、県として返礼品競争ではなく、本来の趣旨に沿った形で神奈川県への寄附を集める取組をどのように考えているのか、お伺いします。

財政部長

県としては、返礼品競争という意味ではなく、寄附を頂いた感謝の意を表すという意味と、それから、返礼ツアーというのを行っていますが、これを観光振興、地域振興に生かすという意味で、やはり生かしていきたいと考えており、品物という話になると、首長たちの懇談会の席でも出ましたが、県は市町村の特産品を使って市町村の税収を奪うのかという関係にも都道府県という立場から見るとなりますので、確かに、減収の方が小さいに越したことはないですから、今のようなスタンス、あくまで返礼品競争に参加するということではなく、感謝の意を表す中で、ツアーによって観光振興、地域振興を図っていくというスタンスで臨んでいくというのが本県の立場です。

谷口委員

その方向は、是非、進めていっていただきたいと思います。本来であれば住民税というのは、今、受けているサービスに対して支払う対価というか、ある意味代金ですので、それがこういった形で歪められているのが本来の趣旨ではないかと思いますし、そうしたことでも国への要望の中で、是非、伝えていっていただきたいと思います。

次に、市町村の持続可能な行政サービスの提供に向けた取組ということで、人材確保のところについてお伺いします。人材確保や育成について、これまでも職員交流システムということで、市町村と職員の交流を行ってきてていると思いますが、その概要について、確認させてください。

市町村課長

現行の職員交流は、相互理解と相互への理念の下に県と市町村が対等の立場に立って、相互に職員を派遣し合うというものとして、神奈川県及び市町村職員交流システム要綱に基づいて実施しているものです。現行の職員交流の交流期間は、通常2年としており、交流職員の基本的な給与は、交流元の団体で支給するという仕組みになっております。例えば、現行のシステムの職員交流ですが、昭和55年度の開始以来、毎年度継続して行っており、これまで延べ4,000人を超える交流が実現しております。

谷口委員

今回もテーマになっていますが、専門職員については、近年の交流状況はどうなっていますでしょうか。

市町村課長

これまでに延べ4,000人と申し上げましたけれども、そのうちの約3分の1が、いわゆる技術系の専門職員の交流でして、職種についても従来の土木、建築に加えて、農業、福祉、保健など、幅広い分野に渡っております。人数という面では、最近5箇年で見ますと、専門職員の交流人数は県から市町村、市町村から県、合計で20名前後の推移をしております。

谷口委員

今の専門職員の交流について、どのような課題があると認識していますでしょうか。

市町村課長

人口減少、超高齢社会が到来する中で、県と市町村がより効率的な行政運営に向けて、それぞれが持つ知識、情報、経験を相互に交換し、最大限で活用していくということは、今後、ますます重要になると考えており、その意味で、専門職員についても交流を拡大していくことが求められていると認識しております。こうした中では、制度の運用面で申し上げますと、現行の職員交流は県と市町村が、先ほど申し上げた対等の立場に立った交流をされるという基本理念の下で行われていますので、同一人数、同一機関、同一職種による対等交流を原則としております。そこで、市町村が派遣を求める職種や人数と県が派遣し得る職種や人数が異なるという場合に、この原則によって交流が不成立になってしまうという場合がありますので、こうしたケースへの対応が課題になっております。

谷口委員

需要と供給というか、そのニーズが一致しないと駄目だということですが、今回の報告資料では、既存の職員交流システムの運用を見直し、異職種間の交流なども含め、柔軟な方法で実施するとあるのですけれども、これは、どういった運用になるのでしょうか。

市町村課長

専門職員の交流に関する課題認識を踏まえ、職員交流システムを県外の状況も勘案しながらですが、できるだけ柔軟に対応していきたいと考えております。例えば、福祉職の職員と一般事務職員の行き来という形での異職種間の交流ですとか、比較的短期間での市町村から県への研修的な意味合いの強い派遣など

のニーズに対してもできる限り交流が成立するように、制度を運用していきたいと考えているところです。

谷口委員

そうすると、既存の職員交流システムの運用を見直していくということですが、これは二つの制度と一緒に走らせるというイメージでよろしいでしょうか。その場合、どうやって積み上げていくのか、その辺りのところを確認させてください。

市町村課長

今回の新たな専門職員の派遣の仕組みは、人口減少、超高齢者社会において、市町村が持続的に行政サービスを提供できるように、県における計画的な採用を前提に行うもので、既存の職員交流システムとは、時代背景、目的など手法は異なっております。しかしながら、今後は、今、お話があつたように、新たに設ける専門職員の仕組みをこの既存の職員交流システムと相互に補完させる形で運用していくことで、一つのニーズに応えながら、県、市町村の行政の効率的な運用を図ることになるかと考えております。例えば、新たな専門職員派遣の仕組みの方は、職員は交代しつつなのですが、10年程度の中長期の派遣を想定しております。職員交流システムの方は、2年程度の短期の派遣を想定しておりますので、専門職員に関する各市町村の事情やニーズというのがそれぞれ異なるということ踏まえますと、今回の新たな派遣の仕組みと柔軟に運用していく交流システムの双方をうまく使い分けたり、かみ合せたりしながら運用していくと考えております。

谷口委員

10年という時は、かなり長い派遣ということになると思うのですが、その場合、例えば、その方のどこに所属というか、社会保険など様々なそういうことというのは、どのような位置付けになるのでしょうか。

人事課長

今の新たな職員交流の仕組みは、まず、市町村がその専門職を採用しようと思ってもなかなか採用できない、募集をかけても人が来ないというところがあります。こうしたところでは、本来であれば、市町村で職員を雇用し、その仕事を担ってもらうという趣旨からすると、やはり、県で仮にと言ったらあれですが採用してその人を派遣することだと、これは、あくまでも長期スパンで派遣することではないと、本来、市で採用する人ですから、そういったことで派遣したいと思っております。ただ、人は変わります。二、三年ごとに人を変え、派遣していきたいと考えておりますので、同じ人が10年間ずっと行くわけではないということになります。行くときには、まだ細部は詰めておりませんが、派遣協定を結び、派遣していくということになりますので、給料は県で1回出しますが、基本的には向こうからもらうということになると思っております。

谷口委員

そうすると、給与の体系としては県の職員と同じ体系で、その分を市町村から出してもらうという理解でよろしいでしょうか。

人事課長

委員お話しのとおりです。

谷口委員

これは、今、いる職員の方も派遣の対象になるのか、それとも、こういった制度の下で新たにそういった方を募集し、採用して派遣するのでしょうか。

人事課長

今のところは、新たに採用した人をそのまま市町村に派遣することは考えておりません。あくまでも、県に採用されている人で、何年か県で仕事を積んだ方を市町村へ派遣したいと考えております。

谷口委員

最初に10年と聞いたときには、一人で10年行くとすごい長いという感じがしたものですから、細部に渡って確認させていただきましたが、今後、運用しながらということになるかと思うのですけれども、今回の派遣では、特に保健師と土木職がすごくニーズが高く、私も地域で土木関係の技術職が本当に足りないということをよく伺っているので、これも大事なことだと思いますし、保健師の方もそうです。まずは、ここからスタートするということですが、ほかにも市町村で、こういった人材が足りないということが上がってきてるかと思うのですけれども、今後については、ほかの職種については、どのように考えているのか、お伺いします。

市町村課長

今回の検討を通じて、保健師、土木職以外の職種についても市町村のニーズはあります。市町村からは、建築職、保健所の獣医師、薬剤師、社会福祉士などの職員の派遣を求めるという声もあります。今回も新たな専門職員の派遣については、まず、市町村のニーズが高いというところで、保健師と土木職から進めるということにしておりますが、その成果と課題は見極めながら、それ以外の職種についても専門職員の派遣、あるいは職員交流などで、そのときの状況に応じた最適な部分によって対応していきたいと考えております。

谷口委員

今回、取組として本当に大事なことだと思いますので、しっかりと進めていただきたいと思います。その一方で、派遣される方々のモチベーションや様々なケアが必要になってくると思います。そこは、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

最後に、湘南国際村基本計画の改訂について、お伺いします。まず最初に、最先端技術の導入はあるのですが、具体的にどういったことを想定しているのでしょうか。

地域政策課長

あくまでも現段階での想定のイメージですが、最先端技術を用いた商品やサービスを開発しようとしている企業が、その機能や効果等を検証するために、村をフィールドとした実証事業を行うことを想定しており、具体的には、湘南国際村の中を巡回する自動運転バスを取り入れた実証事業が考えられます。こちらについては、地元の自治体、横須賀市において、YRPを中心にヨコスカ×スマートモビリティ・チャレンジといった取組も始められておりますので、

こうした動きとも連携しながら検討を進めていきたいと考えております。現段階で、具体的な案件が決まっているわけではありませんので、横須賀市、あるいはその住民の皆様とも相談しながら、実施に向けて検討していきたいと考えております。

谷口委員

YRPが近くですので、そういったことも十分行っていただくことはあると思うのですが、一方で、湘南国際村で行う利点やメリットというのは、どのようなことがあるのでしょうか。

地域政策課長

湘南国際村で行うメリットですが、まず、企業側のメリットという部分では、住民の皆様が湘南国際村の国際交流拠点と書かれておりますが、村の理念、県の様々な取組に一定の共通の理解をお持ちであるという点があります。こうした素地があるということについては、住民参加の実証事業を行う際には非常に重要な点であると考えております。また、村のハード面の特徴として、例えば、電線が地中化されているということで空間が広いということ、あるいは障害物が比較的少ないこと、更には、中心部の住宅地に向かう道路が村内で完結しているということから、交通量が限定期であることといったことが、メリットとして挙げられると思います。

谷口委員

今のメリットはメリットかもしれないですが、反対に環境が整い過ぎていてどうなのかというところも、伺っていて感じました。それはそれで置いておいて、住民の皆様は、実証実験の場ということでこれは受け入れるという合意というか、正式な合意なんて、まだこれからなのでしょうが、そういう反応はどうになっているのか、お伺いします。

地域政策課長

これまで、住民の皆様との意見交換を重ねてまいりました。また、アンケートの方も実施してきたわけですが、そういった中で、例えば、バスの便数が少ないので不便という一方で、自動運転バスの実証事業をするなど、逆転の発想で夢のある未来につながるようにしてほしいといった御意見、あと、少々体力が落ちても行動できるように、健康寿命を延ばすための何か実証事業の場として様々な機関の参画を促してはどうかといった御意見も複数頂いております。いずれにしても、行政だけでは決められるものではありませんので、自治会等を通じて、住民の皆様としっかり相談していきながら進めていただければと考えております。

谷口委員

そのところは、是非、住民の皆様とよく話をしながら、住民の皆様にとつても喜んでいただけるという活用を進めていただきたいと思います。細かなことですが、仮設駐車場を使用している箇所をA地区に組み入れるとあるのすけれども、例えば、こここの駐車場は比較的地図で見ると広い駐車場になっていますが、ここをほかの実証事業を実施する場所に活用するということもあると思うのですけれども、その辺りはいかがでしょうか。

地域政策課長

現在、仮設駐車場として使用している箇所というのは、A地区とB C 地区をつなぐ場所ですので、B C 地区への入り口となる人を呼び込む機能が期待される場所ですが、その場所は、車が約250台ほど止められる空間になっており、非常に見通しのよい空間であるということから、様々な実証事業の実施が可能であると考えており、今回の基本計画の改訂によって、仮にこの駐車場に新たな施設が立地するまでの間というのは、こういった実証事業のフィールドの一つとして有効に活用できるのではないかと考えております。

谷口委員

是非、取り組んでいただきたいと思います。最後に、いろいろな実証事業を行っていく先の話ですが、実際に住民の皆様に実証事業を行って良かったという形として見えるように持つていかなければならぬと思うのですけれども、その辺りのことはどのようにお考えなのでしょうか。

地域政策課長

実証事業の先の実用化の部分については、最後は事業を行います民間側の採算の問題がありますので、明確にこの場では申し上げることはできませんが、住民の皆様が望むものであり、かつ、採算性がクリアされるものであれば、実際の生活への導入もあり得ると考えております。湘南国際村の活性化に向けた民間活力の活用の一環として、そういうものを一つでも多く生み出し、人生100歳時代に向け、魅力あるまちづくりといったものを目指していきたいと考えております。

谷口委員

それでは、要望を申し上げておきたいと思います。いろいろ様々な計画を立てました。これから、先ほどの実証事業の質問についても、実際に住民の皆様の利便性向上ということを形としてつくっていかなければならないので、そこは県がしっかりと知恵と汗をかけて、是非、形にできるようにがんばっていたいことを要望して質問を終わります。